

国 都 景 歴 第 5 号  
平成 22 年 5 月 28 日

奈良県知事 荒井 正吾 殿

国土交通大臣 前原 誠司

明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針について(通知)

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和55年法律第60号)第4条第1項の規定に基づき、別添のとおり「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針」を定めたので、通知します。

## 明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針

## 1 明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画作成の意義

奈良県高市郡明日香村（以下「明日香村」という。）は、6世紀末から7世紀末にかけて政治の中樞が置かれ、我が国の律令国家としての体制がはじめて形成された地である。宮跡や寺院跡、古墳といった数多くの遺跡が全域にわたって存在し、これらが古代国家の形成過程を示している。これらの遺跡に加え、出土する遺物や壁画などから、当時、我が国と中国大陸及び朝鮮半島など東アジア諸国との間で深い交流があったことを示している点でも重要な地域である。

同村では、貴重な歴史的文化的遺産が地下の遺構として良好に保存されており、これらと、飛鳥川などかつて万葉集で詠われた風景を偲ばせる自然的環境と、棚田、集落等の人文的環境とが一体となって、古代国家形成の記憶をとどめる特色ある歴史的風土を形成している。

このように国民共有の財産である貴重な歴史的風土を良好な状態で保存し、後世に伝えることは、国家的見地から見て極めて重要な意義を有する課題であるが、一方、住民生活がこの貴重な歴史的風土の中で営まれていることから、種々の面で制約を受けており、住民の理解と協力の下に歴史的風土の保存を進めるためには、住民生活の安定及び農林業等産業の振興を図ることが不可欠である。このため、昭和55年度以降、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境等の整備に関する特別措置法（以下「法」という。）第4条第2項に規定する明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画（以下「計画」という。）に基づき、各種施設の整備等が計画的に進められてきたところである。

明日香村の歴史的風土の保存と生活環境の整備については、これまでの取組により、住民の生活基盤が一定程度整備され、歴史的風土の創造的活用による新たな取組も拡大しつつあるが、人口減少や少子高齢化に伴う村の地域活力に関わる課題が進展する中で、これからも歴史的文化的遺産と自然的人文的環境が一体となって形成している歴史的風土を住民の理解と協力の下に後世に引き継ぎ、新たな文化の創造につなげていくため、平成22年度以降も歴史的風土の保存と調和のとれた総合的計画として、計画を作成する必要がある。

## 2 計画の期間

計画の期間は、原則として、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間とする。ただし、事業の種類によっては、この期間を超えることができるものとする。

## 3 計画の基本的方向

### (1) 計画作成に当たっての基本理念

計画は明日香村を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえるとともに、歴史的風土の創造的活用、自立、交流のそれぞれの視点を重視して作成される必要がある。

なお、計画の作成に当たっては次の各点にきめ細かく配慮するとともに、立ち遅れた公共施設の整備水準の向上を最優先する段階から、地域の実情に応じた望ましい発展を目指す段階にあることに鑑み、明日香村の主体性を活かし、明日香村の自立性を高めていくことに配慮する。

#### ① 歴史的風土にふさわしい景観の維持・向上

地域住民等の協力の下に、地域主導によるきめ細かな景観に係る取組を推進し、歴史的風土にふさわしい景観の維持・向上を図る。

#### ② 歴史的文化的遺産の保存・継承とその利活用の推進

明日香村の歴史的文化的遺産の保存・継承とその利活用を通じ、明日香村の歴史的風土の保存等に国内外の多くの人々の理解と協力を得る。

#### ③ 歴史的風土を活用した地域産業振興による地域活力の向上

明日香村の歴史的風土の重要な構成要素となっている田園景観の維持・再生及び地域活力の向上の観点から、農林業等の振興を図るとともに、他の地域にはない貴重かつ魅力的な資源である歴史・文化を十分に活用した地域産業振興を推進する。

### (2) 整備等の方向

#### ① 歴史的風土にふさわしい景観の維持・向上

法制定以前から存在する景観阻害要因の改善や、明日香村の歴史的風土にふさわしい景観の創出を図る。また、歴史的風土の保存上必要となる土地について買入れを行うとともに、多様な主体の連携による景観保全活動等を推進する。

#### ② 歴史的文化的遺産の保存・継承とその利活用の推進

歴史展示等のあり方について関係機関の共通認識を醸成しつつ、関係機関の連携による歴史的文化的遺産の保存・継承とその利活用を推進する。

③ 歴史的風土を活用した地域産業振興による地域活力の向上

農林業等の振興を図るため、地域特産物の開発・育成等の取組を充実するとともに、歴史・文化を活かした観光・交流の振興を図るため、総合的・戦略的・計画的に取組を推進する。

④ 生活環境の整備の推進

歴史的風土の保存と住民生活との調和を図るため、道路、河川、下水道、都市公園、住環境、学校教育施設、社会教育施設、保健衛生施設、消防施設等生活環境施設の整備を図る。

⑤ その他

①から④までに掲げるもののほか、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備その他歴史的風土の保存と調和が保たれる地域振興に関する事項で特に必要と認められるものについて、適切な計画を作成する。

(3) 諸計画との整合性等

- 計画策定に当たっての前提となる明日香村の将来の人口、労働力の需給、産業構造、産業規模等については、原則として、奈良県又は明日香村が策定した既存の諸計画において設定した数値を基礎とする。
- 計画の策定に当たっては、歴史的風土の保存と住民生活の安定向上のための対策との調和を図りつつ進めるため、明日香村歴史的風土保存計画、明日香村基本構想、明日香農業振興地域整備計画等の諸計画との整合性を保つよう配慮する。

(4) その他の留意事項

- 計画の実施に当たっては、歴史的風土との調和に十分配慮するとともに、今後の社会経済情勢の推移や遺跡調査の進捗に応じて弾力的な運営を図る。
- 計画が円滑に達成されるよう、事業主体間の連携の確保に努めるとともに、村の現状や各種施策の実施状況を定期的に把握・検証・評価し、これを踏まえてより効果的な施策実施につなげる仕組みを導入し、計画事業が有機的連携の下に総合的かつ効率的に実施されるよう配慮する。